

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

2022年5月24日
在クロアチア日本国大使館

- 1 在クロアチア日本国大使館は、2022年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。
- 2 次の条件のいずれかを満たす方は、ビデオ通話を通じて本人確認及び事前に郵送または託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けたクロアチア政府による行動制限措置等のため在外公館に出向くことができない方
 - (2) 遠隔地にお住まいの方（公共交通機関を利用して、当館まで概ね2時間以上かかる方）
 - (3) その他、在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方
（事前に当館までご相談ください）
- 3 具体的な申請方法は、次のとおりです。
 - (1) 事前に当館まで以下の必要書類を郵送または託送してください。
 - ア 在外選挙人登録申請書（原本）
 - イ 申請時出頭免除願書（原本）
 - ウ 旅券身分事項ページ（写し）
 - エ 住所確認書類（写し）※3か月以上前に在留届を提出している場合は不要
 - (2) (1)の必要書類が当館に届き次第、担当者から申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。
 - (3) ビデオ通話は、Microsoft Teams、Cisco Webex 又は Zoom を利用します。
 - (4) ビデオ通話の際には、申請者のご本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。
 - (4) 以下の場合、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - ア 物理的にビデオ通話を行うことが困難な場合
 - イ 申請者ご本人と連絡が取れない場合
 - ウ ご本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合
- 4 2022年夏には参議院議員通常選挙が予定されておりますので、まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方で、上記1の条件を満たす方は、この特例措置をご利用ください。なお、在外選挙人登録には、通常2か月ほど（注）かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

（注）申請時点で3か月以上クロアチアに住所を有していることが確認できる場合。